

送付6-48陳情審査部分抜粋

令和7年3月27日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、（２）、継続審査。②、送付6-48請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう再度求める陳情書の陳情審査に入ります。

委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。挙手の上お願いいたします。

○岩佐委員 この時代ですから、オンラインという手段は、あったほうが良いということは理解しています。ただ、前回のこの陳情審査の中で少し色々課題が挙げられていたと思うんですけども、やっぱり、受領の仕方。それから、あまりにたくさんの、今も本当に多くの陳情をいただいている、その陳情を審査する中で、やはり議会の審査になじまないものとか、そういったものもあって、そういったルールをしっかりと共有しながら陳情を出す方にも、これは陳情審査できないんだよとかここまではできますよとかこういったお返ししかできないんだよとか議会側の権能も併せて検討しなければいけない部分だと思いますので、オンラインという手法は、最終的には進める方向で、しかしながら陳情審査そのものの在り方についても、しっかりと一回、整理したうえでのタイミングを待ちたいというのが、最善かなと思うんですがいかがでしょうか。

○小野委員長 これは条件整備検討会の中でも課題に上がっていることですので、いずれにしても、この請願それから陳情書というところでは、多くのことを皆さまとしっかりと議論しなければいけない部分もあると思います。他に何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本陳情の取り扱いについてですが、いかがいたしましょうか。

○岩佐委員 先ほど申し上げたことと重なるんですけども、オンラインの方向で検討はするけれども、お時間かかると思います。オンラインの方向を最終的には視野に入れながら、まず議会として、陳情審査の在り方も含めて、見直していくということで、お返しいただければと思います。

○小野委員長 今ご意見ありましたけれども、この陳情者にお返しするということがいかがでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本件、この陳情につきましては、今ご意見あったとおり、陳情者に今のやり取りを含めましてお返しをするということで終了させていただきたいと思います。

以上で、送付6-48の陳情審査を終了し、3、陳情審査を終了いたします。